

○経済産業省令第十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第二項及び第二条第一項の規定に基づき、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「輸出承認申請書（」の下に「同項第一号の三から第一号の七までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、」を加える。

第一条第一項第三号中「輸出許可・承認申請書」の下に「（同項第一号の三から第一号の七までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書（」を加える。

別表第一の二の次に次の表を加える。

別表第一の三の次に次の表を加える。

別表第一の三の二

輸出許可・承認申請書

根拠法規 主務官庁	輸出貿易管理規則第1条第1項第3号 経 済 産 業 省
--------------	--------------------------------

経済産業大臣殿

※許可・承認番号	
※有 効 期 限	

申 請 者
氏名又は名称
及び代表者の氏名
住所
申請年月日
電話番号

次の輸出許可・承認を外国為替及び外国貿易法第4条第1項及び輸出貿易管理令第2条第1項
第1条の3
第1条の4
第1条の5
第1条の6
第1条の7
の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 住所
(2) 売受人 住所
(3) 需要者(貨物を買出し、又は加工する者) 住所
(4) 仕向地 経由地
(5) 商品内容明細

品名	単位		数量	単位	品名	数量	単位
	単位	数量					
品名	単位	数量	数量	単位	品名	数量	単位

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出許可・承認申請は、
外国為替及び外国貿易法第4条第1項
外国為替及び外国貿易法第6条第1項
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の
輸出貿易管理令第3条第2項
の規定により
次の条件を付して
許可・承認
する。

条件	
----	--

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付
資 格
記名押印

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 込 金 額	輸 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しない下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
(4) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

附 則

この省令は、令和四年三月十八日から施行する。